

健保だより

題字は 栗田和雄 理事長揮毫



青空に映える (大阪府：大阪城公園)

N.S さん

2025 2月号

CONTENTS

- P2 春の各種健康診断のお知らせ
P4 「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」・「健康保険証」
よくある質問 Q&A
P6 マイナ保険証をご活用ください
窓口で限度額以上の支払いが不要になります！
P7 特定保健指導を活用して健康な身体に！
P8 任意継続被保険者に係る標準報酬月額の上限の変更について／
任意継続保険料の前納について
P9 歯科検診を受けましょう
P10 柔道整復施術療養費の施術内容等の照会についてご協力をお願いします／
「東振協健康友の会」のご案内
P11 組合からのお知らせ／今月の表紙／事業月報
P12 表紙写真を募集します／
令和7年4月・ゴールデンウィーク保養所空き状況



東京実業健康保険組合

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>



マイナ保険証を利用しましょう！

今の自分の健康状態を知りましょう！

春の各種健康診断のお知らせ

春季健康診断申込締切日 **3月10日(月) 必着**

当組合が実施する健康診断は、1年度(4月から翌年3月末日まで)1回の受診です。

① 事業所巡回健診 (生活習慣病予防健診：A1・B 区分)

「多摩健康管理センター」の健診車が事業所を巡回して健診を実施いたします。実施に当たり、健診車の駐車スペースや電源等が必要です。また、B区分契約オプション検査(上部消化管X線・便潜血反応)は、受診対象者が30名以上を条件といたします。

東京都：多摩地区 神奈川県：大和市
埼玉県：さいたま市・川口市・戸田市・所沢市

実施対象期間：4月上旬～6月下旬

※土・日・祝日の巡回健診は行っておりません。

申込方法

専用の申込書に必要事項をご記入のうえ、当組合にFAXまたは郵送にてお申込みください。申込書は、当組合ホームページの「各種健診」からダウンロードできます。
なお、キャンセル・変更等は当組合までご連絡ください。

支払方法

①の健診にかかる費用は、事業所ごとに多摩健康管理センターより請求いたします。

通年実施

1年中いつでも受けられる健診です

② 施設健診 (生活習慣病予防健診：A1・B・D1・D2 区分)

契約健診(医療)機関については、3月中旬に事業所宛に送付する【生活習慣病予防健診「施設健診」契約健診(医療)機関一覧表】をご覧ください。

また、当組合ホームページからもご覧いただけます。

申込方法

各契約健診(医療)機関に直接電話予約をしてください。
予約後に当組合への申込書の提出・連絡等は不要です。

支払方法

②の健診にかかる費用は、原則、受診当日に窓口でお支払いください。

※①・②の検査項目については表1を、健診区分および自己負担金については表2をご覧ください。

◎健康診断の二次検査・精密検査は保険診療となります。

◎A1区分(39歳以下の被保険者)で血液検査をご希望の方は、B区分を選択することで自己負担を安く抑えられます。
比較：A1区分【1,000円+血液検査3,608円(消費税込)】≥B区分(血液検査込)【2,500円(消費税込)】

◎A1区分の健診は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断には対応しておりません。労働安全衛生法に基づく健康診断としてお使いいただく際は、検査項目の追加が必要となる場合があります。検査料金は自己負担となり、金額については実施する契約健診(医療)機関にてご確認ください。

問合せ・申込み

東京実業健康保険組合 健康管理課

〒103-8465 東京都中央区東日本橋3-10-4
TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510



※詳細は2月20日(木)に送付する「組合からのお知らせ」(事業所宛通知文)、または当組合ホームページの「各種健診」よりご覧ください。

表1 健診区分別検査項目

※赤字は「特定健診」の検査項目

※OP = 契約オプション検査

検査項目		健診区分		
(1) 問診 (既往歴等の調査)	〔健康質問票〕	A1 区分検査 (1)~(7)	B 区分検査 (1)~(9)	D1・D2 区分検査 (1)~(12)
(2) 身体計測 (身長、体重、腹囲 (A1区分を除く)、BMI指数、標準体重)	※D1・D2区分は「体脂肪率」追加			
(3) 視力				
(4) 血圧測定				
(5) 聴力 (オーディオメーター 1,000Hz、4,000Hz)	※A1区分は音叉等による			
(6) 検尿 (糖、蛋白、潜血反応)				
(7) 胸部X線	※(6)検尿 (比重、沈渣) はD1・D2区分のみ			
(8) 血液検査 (21項目)	★(8)血液検査 (21項目) はA1区分のOP	(8)はOP	(11)~(15)はOP	▲(11)上部消化管内視鏡検査は除く
◎ 血球検査 → ①赤血球数 ②ヘマトクリット ③ヘモグロビン ④MCV ⑤MCH ⑥MCHC ⑦白血球数 ⑧血小板数				
◎ 腎機能検査 → ⑨クレアチニン ⑩eGFR				
◎ 肝機能検査 → ⑪AST (GOT) ⑫ALT (GPT) ⑬γ-GTP ⑭ALP				
◎ 脂質検査 → ⑮中性脂肪 ⑯HDLコレステロール ⑰LDLコレステロール ⑱総コレステロール				
◎ 血糖検査 → ⑲空腹時血糖 ⑳HbA1c				
◎ 尿酸検査 → ㉑尿酸				
血液検査 (8項目) ※(8)血液検査 (8項目) はD1・D2区分のみ				
◎ 血球検査 → ①総蛋白 ②アルブミン ③A/G比 ④LDH ⑤総ビリルビン ⑥血清鉄 ⑦HBs抗原 ⑧血清CRP				
(9) 心電図 (12誘導)				
(10) その他検査 → 心拍数、肺機能、眼底、眼圧、腹部超音波				
(11) 上部消化管X線・上部消化管内視鏡検査	★(11)= B区分のOP項目 (30歳以上が対象)			
(12) 便潜血反応 (免疫2回法)	★(12)= B区分のOP項目 (30歳以上が対象)			
(13) 前立腺検査 (PSA)	★(13)= B区分男性のOP項目 (30歳以上が対象)			
(14) 婦人科：子宮頸部検査 (医師採取法による細胞診)	★(14)= B区分女性のOP項目 (30歳以上が対象)			
(15) 婦人科：乳房診検査	④超音波診断法	★(15)= B区分女性のOP項目 (30歳以上が対象)		
	⑤マンモグラフィー			
	⑥超音波診断法・マンモグラフィー			

※上記以外の検査や対象年齢外の項目は自己負担となります。検査料金については直接契約健診(医療)機関にご確認ください。

表2 年齢別健診早見表

○=受診可 ×=受診不可 任…任意継続被保険者 OP…契約オプション検査の種類によって追加料金(消費税)が発生します。

OP★(8) 3,608円

OP★(11)+(12) X線：3,000円、内視鏡：6,500円 (13)1,300円 (14)1,500円 (15) ④2,000円 ⑤2,500円 ⑥4,000円

対象年齢は、令和8年3月末日時点の年齢が基準となります。

		被保険者(本人)						自己負担金(円)(消費税込)	実施時期	
		男性			女性					
性別 年齢		29歳以下	30歳以上	40歳以上	29歳以下	30歳以上	40歳以上			
健診種類	生活習慣病 予防健診	A1(事業所巡回健診)	○	○	×	○	○	×	1,000 + OP★	春・秋
		A1(施設健診)	○	○	×	○	○	×	1,000 + OP★	通年
		B(事業所巡回健診)※1	○	○	○	○	○	○	2,500 + OP★	春・秋
		B(施設健診)※2	○	○	○	○	○	○	2,500 + OP★	通年
		C1(会場型女性健診)	×	×	×	×	○	○	④5,000 ⑤5,500 +2,464※3	春・秋
		D1(施設健診)	×	×	○	×	×	○	10,000	通年
人間ドック	総合健診(契約施設)	×	×	○	×	×	○	10,230~※4	通年	
	東実総合健診センター	×	×	○	×	×	○	15,000	通年	
特定健診	E	×	×	任のみ ○	×	×	任のみ ○	1,500	通年	
	集合契約A	×	×	任のみ ○	×	×	任のみ ○	1,500	6月下旬~ 翌年3月末日まで	

		被扶養者(家族)						自己負担金(円)(消費税込)	実施時期	
		男性			女性					
性別 年齢		29歳以下	30歳以上	40歳以上	29歳以下	30歳以上	40歳以上			
健診種類	生活習慣病 予防健診	B(施設健診)※2	×	○	○	×	○	○	2,500 + OP★	通年
		C3(会場型女性健診)	×	×	×	×	○	○	④5,000 ⑤5,500 +2,464※3	春・秋
		D2(施設健診)	×	×	○	×	×	○	10,000	通年
人間ドック	総合健診(契約施設)	×	×	○	×	×	○	10,230~※4	通年	
	東実総合健診センター	×	×	○	×	×	○	15,000	通年	
特定健診	E	×	×	○	×	×	○	1,500	通年	
	集合契約A	×	×	○	×	×	○	1,500	6月中旬~ 翌年3月末日まで	

※1 事業所巡回健診B区分の契約オプション検査(上部消化管X線・便潜血反応)は、受診者30名以上が実施条件となります。

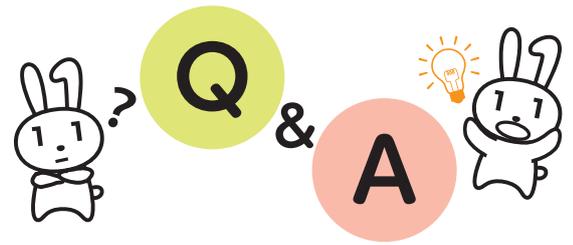
※2 生活習慣病予防健診B区分の契約オプション検査は、30歳以上からの実施になります。

※3 子宮頸部検査を医師採取法で実施した場合は、④5,000円+2,464円 ⑤5,500円+2,464円となります。

※4 実施契約健診(医療)機関によって金額が異なります。

よくある質問

- ・「資格確認書」
- ・「資格情報のお知らせ」
- ・「健康保険証」



Q-1

マイナ保険証で受診するにはどうしたらいいですか

健康保険証としての利用申込みが必要です。3つの方法があります。
マイナンバーカードを準備してください。

A-1

①医療機関で

医療機関・薬局のカードリーダーから利用申込みが行えます。

②スマートフォンから

次の**1****2****3**を準備し、STEP1からの手順で利用申込みが行えます。

1マイナンバーカード **2**マイナンバーカード読取対応のスマートフォン **3**アプリ「マイナポータル」のインストール

STEP1 アプリ「マイナポータル」を起動する。

STEP2 保険証利用を「申し込む」をタップする。

STEP3 利用規約等に同意する。

STEP4 マイナンバーカードを読み取る。

③セブン銀行ATMで

〈ATM画面〉マイナンバーカードの手続き → 健康保険証利用申し込み

※医療機関等に、受診前にマイナポータルでご自身の登録情報の確認をお願いします。

Q-2

現在持っている保険証は使えなくなるのですか

今後は、マイナ保険証を利用した医療機関等への受診に切り替わります。現在お持ちの保険証は経過措置期間として令和7年12月1日まで利用できますが、令和7年12月2日以降は利用できなくなるためマイナ保険証の準備をお願いします。

なお、令和7年12月1日までの間に、健康保険の資格を喪失した場合や扶養から削除となった場合には、必ず保険証のご返却をお願いいたします。

Q-3

令和6年12月以降は病院には何で受診すればいいですか

以下の4つの方法で保険診療を受けることができます。

①マイナ保険証

過去の診療情報に基づく的確な医療を受けられます。

②お手元の保険証

令和7年12月1日まで可能です。

③マイナ保険証 + 「資格情報のお知らせ」*

マイナ保険証が利用できない医療機関等で併せて提示することで保険診療が受けられます。

*「資格情報のお知らせ」は、マイナポータルの資格情報画面の提示でもOKです。

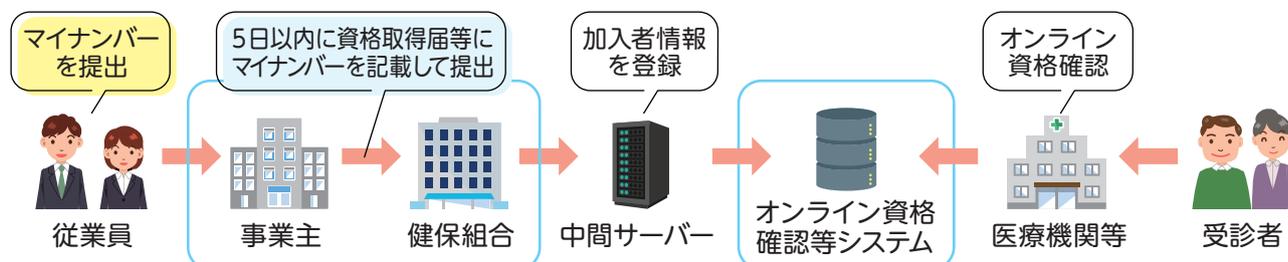
④資格確認書

令和6年12月2日以降、新規に加入された方、保険証の紛失や氏名変更があった方で、マイナ保険証をお持ちでない方に交付いたします。

Q-4 オンライン資格確認とは、どのような仕組みですか

A-4 健康保険に加入した際の記号・番号の情報や医療機関等を受診した際の診療・薬剤情報は、オンライン資格確認等システムに送られます。医療機関等を受診した際、情報提供に同意をすると、医療機関等はオンライン資格確認等システムにアクセスして情報を確認します。

オンライン資格確認等システムの仕組み



Q-5 資格取得届を提出し組合にて登録後に、資格取得日からマイナ保険証の利用が可能だと思います。資格取得届の提出期限は5日のため、5日を守れなかった場合はどうすればいいですか

A-5 5日を過ぎた場合やマイナンバーの記載がない場合は、当組合で確認が必要となりデータ登録に時間を要するため、被保険者資格はあってもオンライン資格確認での受診はできません。

Q-6 資格取得届に基づいて、被保険者がマイナ保険証を利用できるようになるのは手続きから何日後ですか。また、マイナポータル「わたしの情報」の保険者情報が最新のステータスに反映される時期とマイナ保険証が利用できる時期との間にタイミングに差異はありますか

A-6 マイナンバー届書に記載されている場合、お届け内容に誤り等がない場合はおおむね5日以内にマイナ保険証の利用が可能となります。マイナポータルへの反映についてはマイナ保険証が利用できるタイミングで完了しており、タイミングに差異はありません。

Q-7 マイナ保険証が利用できない場合はどうすればいいですか

A-7 医療機関によっては、マイナ保険証によるオンライン資格確認システムが未導入でカードリーダーが設置されていない場合や、設置されていても故障等で利用できない場合があります。その場合は、マイナ保険証で本人確認をしたうえで、ご自身の「資格情報のお知らせ」または、「スマートフォンでマイナポータルにアクセスし、ダウンロードした資格情報画面（印刷不可）」を提示すれば、受診が可能となります。

マイナンバーカードの保険証利用について、詳しくはこちらをご覧ください。

- 厚生労働省ホームページ「マイナンバーカードの健康保険証利用について」



マイナ保険証をご活用ください

窓口で限度額以上の支払いが不要になります!

1 カ月 (1 日～末日) の間に受けた医療費の支払いが高額となり「自己負担限度額」を超えると、後日、健康保険組合より「高額療養費」が支給されます。

マイナ保険証を利用すれば「限度額適用認定証」がなくても医療機関等の窓口で支払う額を、自己負担限度額までに軽減することができます。



「マイナ保険証」を提示しない場合と提示した場合の差

例) 70歳未満の被保険者で標準報酬月額が28万円～50万円 (区分:ウ) の方が、総医療費50万円の医療を受けたとき

「マイナ保険証」を提示しない場合、医療機関での支払い額は3割負担で150,000円になりますが、「マイナ保険証」を提示した場合、医療機関での支払い額は、82,430円となります。

150,000円 <small>(医療費50万円の3割)</small>	窓口の負担が 67,570円 少なくなります 82,430円 <small>(自己負担限度額)</small>
マイナ保険証なし	マイナ保険証あり

◆自己負担限度額の算出方法◆

$$80,100円 + (500,000円 - 267,000円) \times 1\% = 82,430円$$

「マイナ保険証」による受診に対応していない医療機関では、「限度額適用認定証」の提示が必要です。
 「限度額適用認定証」は事前に健康保険組合に申請して交付を受けてください。

「限度額適用認定申請書」は当組合ホームページよりダウンロードができます。▶▶



▶付加給付金制度について

当組合では医療費の自己負担額が一定額を超えた場合に支給される「付加給付金制度 (一部負担還元金、家族療養費付加金等)」があります。高額療養費に該当し、なお残る自己負担額から控除額を差し引いた金額を付加金として支給いたします。また、自己負担限度額まで達していない場合でも自己負担額が控除額を超えている場合は支給対象となります。

付加金の支払いは「自動払い方式」を採用しているため手続きは不要です。診療報酬明細書 (レセプト) に基づき算出し、お勤めの事業所経由でお支払いいたします。

控除額：標準報酬月額50万円以下の場合25,000円、標準報酬月額53万円以上の場合50,000円

支給額：自己負担額から控除額を除いた額が1,000円以上のときに支給、100円未満の端数は切り捨て

▶受診から支給までの流れ 例) 4月に医療機関等で診療を受けた場合



重複支給の防止にご協力ください

「付加給付金」は法定給付の高額療養費と違い組合独自の給付となりますので、市区町村等の医療費の助成を受けている (受けられる) 場合は公費優先となり支給対象となりません。ただし、医療機関から提出される診療報酬明細書 (レセプト) には医療助成等の表示がないケースもあるため、支給が行われてしまう場合があります。

重複して支給された場合は、お手数ですが当組合までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

医療費助成制度の種類

重度心身障害者医療、ひとり親医療、妊産婦医療、肝炎インターフェロン治療の助成など医療助成の方法や種類は市区町村によって異なります。詳しくは市区町村へご確認ください。

問合せ

組合本部 審査第二課 TEL 03-3663-1361(代)
 城南支部 調査係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 調査係 TEL 03-3342-8821(代)
 城北支部 調査係 TEL 03-3980-1501(代)

特定保健指導を活用して健康な身体に!

特定健診を受けた方のうち、生活習慣病のリスクが高い方に「特定保健指導」のご案内をしています。対象の方は、専門家によるアドバイスを受けながら生活習慣を見直すチャンス! ぜひご活用ください。



特定保健指導って?

A 特定健診の結果、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)と判断された方に、内臓脂肪の蓄積の程度と生活習慣病の危険因子の数に応じて、その方の健康状態に合わせた生活習慣改善のためのアドバイスを医師、保健師、管理栄養士などの専門家が行います。



特定保健指導って何をするの?

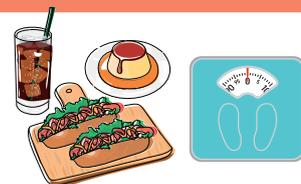


メタボリックシンドロームのリスクが出てきた方には

動機付け支援

初回面接 原則1回、専門家のサポートで実行しやすい生活習慣改善のための計画を立て、実行します。

3カ月経過後に健康状態や生活習慣の確認が行われます。



メタボリックシンドロームのリスクが高い方には

積極的支援

初回面接 専門家のサポートで生活習慣改善の目標と計画を立てます。

3カ月以上のサポート 専門家から電話やメールなどで支援を受けながら、生活習慣を改善します。

3カ月以上経過後に健康状態や生活習慣の確認が行われます。



特定保健指導を受けずに放っておくと?

生活習慣病が気付かないうちに進行し、治療を受けても元の状態には戻れなくなってしまいます。また、重症化するほど治療には時間もお金も必要になり、寝たきりの期間も長くなります。

特定保健指導のメリットは?

- 一人では無理だけど、専門家のサポートがあるので安心!
- 着実に実行できる計画を立てるから、無理せず生活習慣を変えられる!
- 体形の変化など目に見える効果が表れるとうれしくてやる気が続く!
- 生活習慣病を遠ざけて健康を維持できれば、治療にかかる時間やお金も節約!



メタボリックシンドロームを標的とした対策が有効と考えられる 3つの根拠

第1の根拠

肥満者の多くが複数の危険因子を併せ持っている

第2の根拠

危険因子が重なるほど脳卒中、心疾患を発症する危険が増大する

第3の根拠

生活習慣を変え、内臓脂肪を減らすことで危険因子のすべてが改善される

任意継続被保険者に係る 標準報酬月額の上限の変更について

令和6年9月30日現在における当組合の全被保険者の平均標準報酬月額は、332,812円となり、健康保険法第47条第1項第2項の規定により、令和7年度任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は34万円(24等級)に改定となりますのでお知らせいたします。

	令和7年3月まで(23等級)		【改定後の保険料】
		▶▶▶▶▶	令和7年4月以降(24等級)
健康保険料	32,000円		34,000円
介護保険料	5,824円		6,188円
合計	37,824円		40,188円

※介護保険料は40歳以上65歳未満の方のみ納付

任意継続被保険者になった場合の保険料

任意継続被保険者の保険料の基礎となる標準報酬月額は、以下の①、②のいずれか少ない額で決定いたします。

- ①資格を喪失したときの標準報酬月額
- ②前年9月末における当組合全被保険者の標準報酬月額の平均額(令和6年度は32万円)

退職時の標準報酬月額が34万円以上で上記の②に該当する場合、令和7年3月30日以前に退職し、任意継続被保険者の申請手続きをした場合の保険料は、令和7年3月分は32万円、令和7年4月分は34万円で決定します。

任意継続保険料の前納について

任意継続保険料(健康保険料・介護保険料)の前納の申込みは**2月14日(金)**までとなっております。前納制度は期間に応じて割引された保険料になっているとともに、毎月10日納付期限の「保険料納付忘れによる資格喪失」を防止する大変便利な制度ですのでご利用ください。

詳細については、下記までお問合せください。

問合せ

東京実業健康保険組合 保険証記号が4000番の方：本部 適用課 TEL 03-3663-1361(代)
 保険証記号が5000番の方：城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)
 保険証記号が7000番の方：城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代)
 保険証記号が8000番の方：城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)

歯科検診を受けましょう

当組合では歯科検診を実施しています。検診料金は**無料**、検診時間も**1人20分程度**とお気軽にご利用いただけます。

厚生労働省では、「80歳になっても自分の歯を20本以上保つこと」だけでなく、「60歳で自分の歯を24本以上保つこと」、「40歳で自分の歯をすべて保つこと」も提唱されています。

そのためにも、歯科検診で歯の状態をチェックしましょう。

1 会館歯科検診

東実健保会館2階の診療所歯科において、歯科検診を毎年実施していますので、ぜひご利用ください。

受付時間 9:00～11:30 / 13:00～16:00

実施場所 東京実業健康保険組合診療所 歯科
東京都中央区東日本橋3-10-4 東実健保会館2階

申込方法 診療所歯科に直接電話にてご予約ください。
※検診当日は、必ずマイナ保険証等をお持ちください。

問合せ・申込み 東京実業健康保険組合 歯科 TEL 03-3669-3866(代)



2 事業所巡回歯科検診 (30名以上から実施)

※30名以上が検診されることを確認してからお申込みください。

実施期間 通年実施

実施方法 委託機関が事業所へ訪問

実施地域 全国(地域によっては、ご希望に添えない場合があります)

実施条件 ①会場(10坪程度) ②イス(10～15脚程度) ③テーブル(3台程度)
④電源(100V、10～15A) ⑤機材運搬車両用駐車場

申込方法 日程(希望日)が決まり次第、【申込書10】に必要事項をご記入のうえ
FAXまたは郵送にてお申込みください。
※検診当日は、必ず「健康保険証」、「資格確認書」のいずれかをお持ちください。

実施日時 申込後、委託機関よりご連絡いたしますので、日時の調整を行ってください。

問合せ・申込み 東京実業健康保険組合 健康管理課 〒103-8465 東京都中央区東日本橋3-10-4
TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510



1・2 共通事項 検診は年度内に、1回限り受けることができます。

対象者 当組合の被保険者(被扶養者の方、治療中の方は受けられません)

検診内容 口腔疾患診査・口腔衛生指導

検診結果 検診終了後、その場でお渡しいたします。



受診者全員に
歯ブラシを
差し上げます

組合からのお知らせ

令和6年度 契約健診(医療)機関の新規契約について

生活習慣病予防健診「施設健診」(A1・B・D1・D2区分)の契約健診(医療)機関に新規契約がありましたのでご案内いたします。

都道府県名	コード番号	契約健診(医療)機関名称	所在地	電話番号	D区分	上部消化管内視鏡	子宮	乳房	
								超音波	マンモ
埼玉	11100	社会医療法人財団 石心会 さやま総合クリニック	狭山市入間川4-15-25	04-2900-2223	○	○	○	○	○
東京	13481	社会医療法人社団慈生会 等潤メディカルプラザ病院 健診センター等潤	足立区一ツ家4-2-11	03-3850-7221	×	○	○	●	●
宮崎	45007	公益財団法人 宮崎県健康づくり協会	宮崎市霧島1-1-2 総合保健センター 2階	0985-38-5512	○	×	○	○	○

※乳房診検査欄の●印は、検査の際「視・触診」が実施されます。
自己負担金が発生する事がありますので予約の際ご確認ください。



今月の表紙

N.Sさん

青空に映える
(大阪府：大阪城公園)



まだ肌寒い初春のころ、芳しい梅の香に誘われて人も鳥たちも梅園へ大集合。青空に映える紅梅を撮影していたら、可愛いウメジローの姿が撮れました。

東京実業健康保険組合 令和6年12月分 事業月報

	[事業所数]	2,993 件
	[被保険者数]	326,103 人
	男	156,499 人
	女	169,604 人
	[平均標準報酬月額]	332,345 円
	男	386,719 円
	女	282,173 円
	[保険料調定額]	10,746,734,069 円
	[支出総額]	12,163,698,282 円
	[法定給付]	6,405,404,073 円
	[付加給付]	122,041,300 円
	[拠出金等]	4,827,552,000 円
	[その他]	808,700,909 円

本誌だけでなく
当組合ホームページの
トップ画面を
飾りませんか？

表紙写真を 募集します

令和7年度 当組合機関誌『健保だより』の表紙写真を募集します。素敵な風景(国内外不問)を写真に収め、ご応募ください。採用された方には粗品を進呈いたします。皆さまのすばらしい作品をお待ちしています。

締切間近

テーマ

「風景」

※被写体の肖像権は、応募者の責任において承諾を得られたものとします。

応募資格

当組合の被保険者および被扶養者

サイズ等

写真は横でカラー写真に限ります。



デジタルデータで
ご応募ください

当組合ホームページのお問合せフォーム(保険証等の記号・番号、氏名、本人・家族、返信アドレス、本文に表紙写真応募希望と入力し送信)からご連絡ください。追って、データの受取方法等を返信いたします。応募作品はおひとり様5点までとします。

お問合せフォーム

<https://ssl.kenpo-net.jp/tojitsu/mail.asp>

なお、ご入力いただいた個人情報は、今回の目的以外には一切使用いたしません。

応募締切

令和7年2月14日(金)

問合せ

東京実業健康保険組合 企画広報課 TEL 03-3663-1351(代)

★令和7年4月・ゴールデンウィーク保養所空き状況(令和7年1月末現在)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
ベルビュー南熱海	休	休												休	休																						

※かまくら味彩館・サンライズ熱海は、令和6年度をもって閉鎖となります。
※2月3日以降の電話予約は含まれていませんので、異なる場合があります。
※最新の空室状況は当組合ホームページから確認できます。

東京実業健康保険組合報

健保だより(毎月1回)

第73巻 2月号

編集兼
発行所 東京実業健康保険組合

〒103-8465 東京都中央区東日本橋3丁目10番4号
☎03(3663)1351(代)

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

城西支部

〒163-0560 東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル36階
☎03(3342)8821(代)

城南支部

〒105-8440 東京都港区新橋2-19-10 新橋マリンビル4階
☎03(5537)2400(代)

城北支部

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-33-8 NBF池袋タワー4階
☎03(3980)1501(代)

アイコンについて



コチラにも
掲載して
います。

ホームページにも情報が掲載されています。以下のアドレスにアクセスしてください。【スマートフォン対応】



<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>



申請書がホームページからダウンロードできます。「ホーム」の「NEWS & TOPICS」または「申請書一覧」より各項目をクリックしてください。